

## 気象警報が発令されたときの臨時措置について

ここにいう警報とは、**貝塚市**に発令された気象警報のうち、「**暴風警報か大雨警報のどちらか**」とします。

よって、

- ①暴風警報と大雨警報の両方が発令中
- ②暴風警報だけ発令中
- ③大雨警報だけ発令中

①②③の場合を意味します。

・警報が発令された時は、本校では下記の通りにさせていただきます。

### 記

(1) 午前7時現在、「**暴風警報か大雨警報のどちらか**」が発令されている時  
(上記①・②・③の場合のことです)

・休校とします。

・警報の内容・解除につきましては、テレビ放送の気象ニュースやデータ放送等で情報を確認してください。

(2) 登校後、警報が発令された場合は、原則として下校させるものとしますが、

・下校の方法・時刻については、天候状況等実情に応じて対応します。

・児童が下校しますので、事前に自宅へ帰るのか、近所のお知り合いの方へ帰る等相談して頂き、児童に帰る場所を知らせておいてください。

(3) 台風以外でも、警報発令の有無にかかわらず、洪水などで危険が予想される場合、学校長の判断で臨時の措置をとる場合もあります。

### 保護者の方へのお願い

☆警報がでた場合、自宅付近に出て児童の登下校を見守ってください。

☆警報発令時には、学校への問い合わせの電話はご遠慮下さい。関係諸機関からの連絡もありますので、よろしくご協力をお願いします。